

第 52 期平成 29 年度第 2 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 29 年 7 月 24 日（月）

於：香川労働局第 1 会議室

出席者 公益側 東、佐川、柴田、高塚、松浦
労働者側 楠本、瀧、土田、中村、福家良
使用者側 安部、綾田、友國、濱田、福家正

議 題 (1) 香川県最低賃金改正に対する意見について
(2) その他

【賃金室長】 ただ今から平成 29 年度第 2 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、全委員出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、
資料 No.1 2017 年度香川県最低賃金改定に対する意見書

資料 No.2 2017 年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

資料 No.3 最低賃金の大幅引き上げで、女性の貧困をなくして少子化
解消を

2017 年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

資料 No.4 平成 29 年度香川県最低賃金の改定に関する意見書

資料 No.5 香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出
について

でございます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

では、議題(1)の「香川県最低賃金改正に対する意見について」

に入ります。事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 関係労使の意見聴取につきましては、7月3日に開催されました、本年度第1回の本審においてご承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、特段の事情のない限り関係参考人の意見聴取によることとする。」と規定されており、従来、関係労使から提出された意見書をもって、意見聴取に代えさせていただくということで合意がなされております。

そして、第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から日本労働組合総連合会香川県連合会会長、香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部部長、使用者側から香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長からそれぞれ意見書の提出がございました。

先ほどご確認いただきました資料No.1から5でございます。No.1から3は労働者側から、4と5は使用者側からのものです。よろしくをお願いします。

【松浦会長】 それではこの意見書について、労使各側から説明と補足をお願いします。それぞれ時間は、概ね10分程度とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、労働者側である日本労働組合総連合会香川県連合会からお願いします。

【福家良一委員】 資料No.1の1ページから記載しております、連合香川から提出させていただきました意見書の概要について述べさせていただきます。

内閣府の月例報告ならびに日銀の概況、そして県発表の景況判断どれを見ても「景気は緩やかな回復基調にある」というように述べられているところでありますし、雇用に係る指標も良好な状態で推

移しているということは明らかだと思います。

しかしながら、働く者や生活者にとっては、その好景気が実感できないという状況が続いておりまして、特に私共が気にしておりますのが、格差・貧困が一層深刻になっているのではないかとということでございます。

加えて、人口減少と超少子高齢化、人工知能・IOT等さまざまな変革がもたらされておりまして、社会構造や働き方は大きな変革期に差し掛かってきているのではないかと考えております。

そういう中で働く者の状況を見ますと、非正規労働者の割合は約4割という状況でもありますし、生活保護受給者が200万人を超えるというような状況で、格差の拡大による社会不安は増大しているのではないかと考えております。

「一億総活躍」や「地方創生」が言われる中、地方において誰もが将来の生活に希望を持てる地域社会を実現するため、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の役割はさらに重要度が高まっていると考えております。

そういう視点で以下5点の項目について、意見書の中で述べさせていただきます。

1として最低賃金の意義・役割ということで、最低賃金法第1条に同法の目的として、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されております。

そうは言いながら、実際、労働組合の組織率も低下している中で労使が自主的に賃金を決定できるという状況でもありません。

現状の香川における最低賃金は742円ですが、1日8時間、労働基準法の上限で言いますと年間2,080時間余り働いたとしても年間150万円程度にしかならないというような状況です。相対的貧困

率は 15%とも 16%とも言われておりますが、私共も常に気にしております働く者がワーキングプアになるという状況を脱して、憲法にも保障されております、「健康で文化的な生活を営む」ことができるレベルに最低賃金を引き上げるべきだと思っております。

2としては、雇用戦略対話における合意事項の早期の実現ということでもあります。

香川の 742 円は 2010 年合意の「全国最低 800 円」にもいまだに届いておりませんし、「全国平均 1,000 円」には程遠い状況であります。

地域の活性化を図るためにも大幅な最低賃金の引き上げが必要だと思っております。そのためには、中小企業そして自営業の方々へのさらなる支援策、昨今、メニューはいろいろあると思いますが、実際にその人たちが使えるような状況に持っていく必要があるのではないかと思っております。

3 項目めとして、地方創生・地域活性化に向けてということで書かせていただいております。

香川県は 2015 年 10 月に「かがわ創生総合戦略」を策定し、社会増減をプラスに転換するということを目標に掲げているところでございます。昨今の数字ですと、昨年は社会増減が若干マイナスになったという話もあったかと思っておりますが、やはり、若い世代の県外流出を防ぐということになりますと、「働く場の確保」とか「移住・定住の促進」というような状況をつくっていかないといけないと思っております。安心して生活ができ、教育も含めた子育てに不安が起きないだけの賃金が保障されていることが必要かと思っております。

4 項目めの春闘の状況についてですが、4 年連続でベースアップが続いています。連合香川の中でもいろいろな集計を行っており、大手は若干鈍化が見られますが、連合香川内の地場中小企業においては昨年より積極的に賃金改善をしている企業数が多くなってい

ます。賃金が下がったところよりも上がった組織数が多いというような状況です。非正規労働者に関する賃上げ報告も昨年を上回っており、今後具体化していくであろう「同一労働同一賃金」の進展によっては、最低賃金に近いところの非正規労働者の賃金等の改善は更に進むものと想定しております。

最後の5項目めですが、各種指標からみた最低賃金の妥当性ということを書かせていただいております。

昨年も申し上げましたが、県内総生産や県民所得、ならびにパート賃金の平均額等、香川県が発表しております「100の指標から見た香川」の中の数値を見ても、香川県は全国中位に位置するものと思っておりますが、現状、最低賃金は30番目のCランク最下位が継続されております。

また今年度「目安制度の在り方に関する全員協議会」で示された新たな指標の総合指数においては全国21位であり、Cランクにおいては4番目の位置となっております。東京等都市部と比べたときに、最低賃金の金額差は開くばかりであります。

現状の最低賃金が地域実態に合っていないのではないかと考えておりますし、「地域創生」という切り口からもまだまだ不足しているのではないかと思います。働く意欲のある者にとって、魅力ある最低賃金に早期に是正する必要があると思っているところであります。

これらのことを踏まえ、最低賃金法の目的、地域経済への波及等を考慮して実効ある最低賃金の改定をぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

次に、労働者側である香川県労働組合総連合から資料No.2・3のとおりに意見書をご提出いただいているところですが、本日傍聴されておりますので、補足説明等をおねがいします。

【香川県労働組合総連合岩部議長】 県労連の岩部と申します。よろしくお願ひします。

資料No.2・3について説明させていただきます。

基本的に最低賃金の地域間格差が大きいということで、非正規労働者が2,000万人を超え、非正規労働者の賃金は最低賃金額に接近しているという実態が数多く見られていますので、最低賃金の改定が非正規労働者の生活に直接大きな影響を及ぼすことになっています。

また、全労連は「全国一律最低賃金」を目標にしていますが、香川においては都市部との最低賃金の差が広がっているということになっていますので、できるだけ最低賃金の大幅なアップをお願いしたいということで、県労連は5項目、女性部は4項目書かせていただいています。

まず第1の項目ですが、「最低生活」を保障する視点に立ち、最低賃金の改定を行ってください、ということです。

就業構造基礎調査によると、今や全有業者の約6割が、“結婚の壁”と認める年収300万円以下の低賃金しか得ていない。ということですが、女性の若年勤労低所得者の7割以上が300万円以下となっています。シングルマザーの貧困は、その子どもも含めて生活が苦しい実態が表れており、低賃金ゆえのダブルワーク・トリプルワークの長時間労働が蔓延しており、「はたらけどはたらけど猶わが生活楽にならざり、ちっと手を見る」と詠んだ石川啄木の世界が再び日本を覆いつつあります。

次に載せてあるグラフですが、基本的には1997年から2012年です。見ていただければお分かりいただけるように、相当貧困層の率が高くなっています。黒いところが100万円未満の方々です。その次の白いところが100万円から199万円、その次が200万円から299万円です。女性の30歳それから女性の25歳から29歳の2012年の数字では約7割を超える方がその層におかれております。

年齢別はありませんが昨年の数字を言いますと、役員を除く非雇用者で、300万円以下が51.55%、非正規にいたっては88.59%。これは全労働者です。女性にいたっては、74.08%です。これは正規、非正規を含めており、4人に3人は300万円以下、非正規においては93%という異常に高い数字になっています。300万円以下で働かれている方が、女性ではほとんどの方ということになっていますので、やはり最低賃金を上げていただくことによって女性の生活が豊かになると思います。

子ども一人お持ちのシングルマザーが6時間パートで働かれて、児童扶養手当をもらったとしても年間160万円を少し超える額にしかなりません。それで子育てをしている人たちが最低賃金を上げていただくことによって救われるということになりますので、できるだけその辺を考慮いただきたいと思います。

2番目です。早急に、1,000円に到達させるための計画を策定してください。これは私共が四国の全労働局にお願いしたのですが、昨年の引き上げを見ると、A・Bランクに厚く、C・Dランクに薄い目安が示されましたが、1,000円に届かせるということになると、香川の場合は今からでも10年近くかかってしまいます。ということですので、できるだけ多く引き上げていただいて1,000円を目指す計画を作っていただきたいと思います。

非正規の方については先ほど申し上げましたので割愛させていただきます。

連合さんと同じようなことですが、最低賃金の大幅な引き上げと併せて政策を行ってくださいということです。中小・下請け企業が、最低賃金の引き上げにともなうコストアップ分を適正に価格転嫁できるよう、公正取引ルールにかかる制度を改善し、監督行政を整えてください。ということで私共は中小企業庁も訪問しました。最低賃金を引き上げるうえには中小企業への援助がないと、なかなか最低賃金を引き上げることができないと思いますので、助成につい

ても検討していただけるようお願いしたいということが3番目です。

4番目、私共は全国一律最低賃金制度を目指しております。これはなぜかという、昨年資料でお示したように最低賃金の低いところから高いところへ就業人口が移っています。人口の流出については高いところへ集まっています。

先日、中小企業庁へ陳情したときにも、日本全国、東北、北海道、九州、四国においてはそこが一番大きなネックだろう、地方において最低賃金が違うということは、地方を疲弊させているという声が多く上がってきました。そういう意味でも、地方を元気にするためにも、最低賃金を全国一律にさせていただきたいという意見をあげていただきたいと思っています。

5番目は運営規定の原則どおり会議を公開してください。ということ。

基本的に本審は公開していただき、傍聴もさせていただいていますが、専門部会は例年どおり非公開ということで最低賃金を決定されています。例年どおりではなく公開を原則に考えていただきたいということが私共の願いです。

資料No.3の女性部の意見書ですが、基本的には同じようなことです。生計費、お付けさせていただいているのは全国生計費の資料ですが、全て25歳単身者です。香川は税込で221,228円、Aランクの名古屋の男性は226,945円で差はそうありません。同じくAランクの堺市においては211,343円です。実際、生活するお金は基本的には変わらないということで、私共、常に「全国一律最低賃金」を目指しています。

特にアメリカなどでは、最低賃金15ドルを目指しておりますが、日本でも最低1,500円は必要だということを訴えておりますので、それに近づくようご努力いただけたらと思います。

2番ですが、女性の貧困をなくすために、最低賃金の引き上げを。ということで、基本的には先ほど述べたように、パート労働者の7

割は女性で占められておりますので、ダブルワーク、トリプルワークをやっている方がすごく多いと思われまますので、その実態も調べたうえで、この人たちを手厚くしてあげるためには最低賃金の大幅な引き上げが必要だということでございます。

少子化解消のためにも最低賃金の引き上げを。ということで、基本的にやはり年収が300万円を超えないと、結婚できないという現状ですので、賃金も含めて最低賃金を引き上げることによって、賃金全体を押し上げていただいて、結婚して子どもを育てられる環境を作っていただきたいと思ひます。

最後の地域間格差については、先ほど述べさせていただきましたので、これで終わらせていただきます。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

次に、使用者側である香川県経営者協会からお願いします。

【福家正一委員】 資料No.4として私共、経営者協会からの意見書でございます。

まず、1. はじめにとして、「国内経済は緩やかな回復が続いている」という論調が多いということは資料No.1でもありましたが、人手不足や、海外情勢のリスクなどから先行き不透明感が漂っております。特に中小・零細企業の経営実態を踏まえつつ、慎重な審議をお願いしたいということでございます。

次に2. 企業の景況感についてまとめております。(1) 日本総合研究所の日本経済の展望におきましては、マクロ的には先ほど言いましたように、「基本的には緩やかに回復している」という論調ですが、最後を見ていきますと、中小企業の人手不足やトランプ政権の政策運営など海外経済情勢の先行き不透明感、また家計の購買力下押し圧力が高まるといったことが書かれております。(2) 日銀高松支店発表の香川県の企業短期経済観測調査結果におきましては、先ほど同様に香川県経済も「緩やかな回復を続けている」と

ということでありますけれども、9月予測では製造業で厳しい予測がでているようです。(3)高松商工会議所発表の平成29年4~6月期の管内景気動向調査では、改善しているということでありますけれども、やはり長引く人手不足による受注機会の損失、人件費の高騰、求人コスト増による負担等の声が聞かれているようであります。

また、インバウンド効果への期待感はありますけれども、原材料の高騰、消費マインドの冷え込み、人手不足等での不透明感は強いということであります。

3. 香川県内の雇用情勢は有効求人倍率1.77倍と全国7位の高い水準で推移しておりますが、細かく見ていきますと業種、業態によりましては人手不足感が強いところもあります。

4. 2017年春の賃上げについてですが、経団連の大手、中小企業の調査は共に微増という結果で、これまでの伸びとは少し異なってきているのかなということであります。

香川経協の調査におきましても同様に微増にとどまっているということであります。

5. 物価動向ですが、これについてはそれほど上がっていないということであります。

6. 初任給ですが、これまで抑えてきた傾向がありましたが、ここへ来て人材獲得競争が激しくなってきており、やむをえず初任給の見直しという動きも一部に見られます。

7. 帝国データバンク発表の香川県県内2017年上半期の企業の倒産動向を見ても、倒産は抑制傾向が続くものの、実績の傾向は中小が多く、後継者不足や人手不足のため、事業の継続が難しくなってきているという企業も多く存在しているとされております。

以上から最低賃金は大幅にはなかなか上げにくいという状況です。また、なんとしましても、中小企業に対する効果的な助成措置をお願いしたいところであります。

以上が経営者協会からの意見書です。次に経営者協会の協会会員企業であります香川県タクシー協同組合から資料No.5として意見書が提出されておりますので、かいつまんで説明いたします。

平成19年から最低賃金の大幅な引き上げが続いており、経営を圧迫するところとなっております。これは大変憂慮しているところであります。

タクシー業界は乗客が減少し、乗務員の労働条件も著しく悪化しております。このため、平成26年1月27日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され労働条件の改善に取り組んでいるところであります。

しかし、タクシー業界は依然として厳しい経営環境下にあります。つきましては最低賃金の改定にあたり、慎重の上にも慎重にご審議を賜りたいと結んでおります。

あと口頭になりますますが三点ほどございます。一つは目安を尊重しつつも現実の状況を考慮していただきたいこと。二つ目は3%ありき、1,000円ありきではなく、影響度合いを考慮していただきたいこと。最後に三つ目は支援策として、利用しやすく効果のあがる助成支援策を考慮していただきたいということ。以上をお願いして説明を終わります。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただ今の労使各側の説明について、何かご質問、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

それでは、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

【賃金室長】 はい、現在、目安小委員会において目安額の審議が行われております。明日が第4回目安小委員会開催予定となっております。例年どおりに審議が進めば、7月末には中央最低賃金審議会において答申される運びとなるところでございます。

つきましては、今後の審議日程についてですが、8月1日（火）13時30分から第3回本審を開催し、中賃の目安伝達等を行う予定としております。よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ただ今事務局より、今後の審議日程について説明がありました。よろしいでしょうか。

次回の本審は、ただ今説明がありましたとおり、8月1日（火）午後1時30分から開催するということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって第2回目の本審を閉会といたします。

――了――